

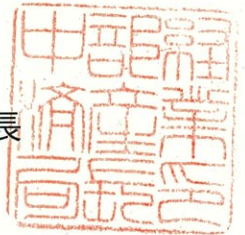
公 部 取 第 99 号
20241024 中部第 2 号
愛 労 発 雇 均 1028 第 1 号
令 和 6 年 10 月 30 日

愛知県中小企業団体中央会
会長 山口 高広 殿

公正取引委員会事務総局中部事務所長



中部経済産業局長



愛知労働局長



フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について(協力依頼)

平素から、各行政機関の取組に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。)が、令和6年11月1日に施行されます。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランスの方が、安心して働ける環境を整備するため、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化及びフリーラ

ンスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

具体的には、発注事業者に対し、フリーランスの方に業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、フリーランスの方の育児・介護等との両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

業種や資本金の金額にかかわらず、幅広い発注者、受注者が対象となることから、本法の内容について十分理解し、必要な準備を行っていただくことが重要です。

貴団体におかれましても、本法の円滑な施行に向けて、改めて、本法の内容を御理解いただき、傘下の会員や関連事業者等に対する周知について御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

公正取引委員会事務総局中部事務所 取引課 052-961-9423(担当:依田)

中部経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室 052-951-2860(担当:山下)

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課 052-857-0312(担当:尾崎)